



つるバス・つるワゴンの運行などが 6月から変わります

問合先 都市計画課交通政策担当

と改めます。



運行路線の
主な見直し内容

つるバス

○南北線の一部ルート変更

カインズホーム東から鶴ヶ島市役所間のルートを車両更新に伴う安全走行の観点から変更します(これに伴うバス停の変更はありません)。

つるワゴン

○坂戸駅線の循環運行方向の変更

夕方の便を、現行の時計回りの運行(鶴ヶ島市役所→狩野動物病院→関越病院→坂戸駅南口→鶴ヶ島市役所)から、反時計回りの運行(鶴ヶ島市役所→坂戸駅南口→関越病院→狩野動物病院→鶴ヶ島市役所)に変更します。

○東西線の停留所の一部変更

「ポポラ」停留所を商工会館前に移設し、名称を「商工会」

○松ヶ丘・太田ヶ谷線から松ヶ丘・関越病院線への変更

従来の「松ヶ丘・太田ヶ谷線」の一部の便に、鶴ヶ島市役所から関越病院間の運行を新たに追加、「松ヶ丘・関越病院線」として運行します。また、従来の運行ルートの、松ヶ丘ふれあい広場から松ヶ丘自治会集会所間、菜の花保育園から鶴ヶ島市役所間で、ルートを変更します。
バス停の新設：境児童公園、柳戸町(既存系統に追加)、カインズホーム南(既存系統に追加)、三ツ木自治会館、慈眼寺東

バス停の廃止：グリーンタウン松ヶ丘東



回数券の販売先の
拡大

つるバス・つるワゴン共用の回数券(大人11枚綴り2000円)は、これまで、東武バスウエスト坂戸営業所およびつるバス車内のみでの販売となっていましたが、6月1日(水)からはつるワゴン車内でも購入できるようになります。



ノンステップバス
の導入

市では、バス運行事業者と連携してノンステップバスの導入



特別乗車証の
相互利用の開始

6月1日(水)から、つるバス・つるワゴンと坂戸市民バス「さかちバス・さかちワゴン」の高齢者・障害者特別乗車証の相互利用を開始します。

特別乗車証を提示することで、「さかちバス・さかちワゴン」も、割引き運賃で乗車できます。

坂戸市民バスに関する問合先
坂戸市市民生活課市民文化担当
(049・283・1331)



時刻表の配布に
ついて

今回の見直しに伴うつるバス・つるワゴンの停留所の位置や時刻、乗り継ぎができる停留所などの詳細については、今月号の広報に折込みされている時刻表により、確認してください。



平成23年より運行を開始したつるバス・つるワゴンは、平成27年度には28万人を超える皆さんにご利用いただき、利用者数は、年々増加傾向にあります。6月から、公共・公益施設へのアクセスや乗継の改善、路線の延伸や新設の要望など、新たな課題に対応し、より使いやすく、より多くの皆さんにご利用いただける公共交通とするため、運行路線などを変更します。

鶴ヶ島の健康づくり

市では、平成23年度に「鶴ヶ島市健康づくり計画・食育推進計画」を策定し、市民の健康づくりと食育の推進のため、様々な施策を進めてきました。この計画期間が終了したことから、社会状況などを踏まえ、国や県の基本的な方向やアンケート調査に基づき、「第二次鶴ヶ島市健康づくり計画・食育推進計画」を策定しました。これは、市民がさらに健康づくりに関する取り組みを主体的に行えるよう、個人・地域・行政が一体となって取り組むための指針となるものです。

- 1 地域でスクラム健康運動事業の展開
- 2 市民センターを拠点とした

「第二回鶴ヶ島市健康づくり計画・食育推進計画」を策定しました！
「できることから始める！」
ステップアップした健康づくりに参加しませんか

問合せ 健康増進課健康増進担当

健康づくりの推進

3 自治会、地域支え合い協議会、その他地域の各種団体等による連携

4 食育を支える環境づくりの推進

5 地域包括ケアシステムの構築と介護予防の推進

詳細は市ホームページや各市民センターなどでご覧ください。

市では、健康づくり事業を総合的に推進するため、「鶴ヶ島市健康づくり推進協議会」を設置します。

鶴ヶ島市健康づくり推進協議会委員募集

対象 市内在住で18歳以上の方（鶴ヶ島市議会議員、鶴ヶ島市の各行政委員会の委員、公務員を除く）。

募集人員 若干名（選考により決定）

内容 運動・食育・地域の健康

づくりなど、今後の健康づくりの推進についての協議

任期 平成28年6月～平成30年5月（2年間を予定）

申込み 応募申込書に必要事項を記入して、5月20日（金）までに直接、郵送またはメール（☐10500150@city.tsurugashima.lg.jp）で健康増進課へ。申込書は、健康増進課窓口で配布または市ホームページからダウンロードしてください。

ポイントを貯めて楽しく健康づくり
～つるがしま健康マイレージ～

平成28年度も、市民の皆さんの健康づくりを応援するポイント制度「つるがしま健康マイレージ」を実施しています。対象事業は、市ホームページまたは各市民センターの健康コーナーで確認できます。

新規参加者募集

さあ、始めよう！「今より1日1,000歩多く歩こう」

市では、みんなで楽しく声掛けあって「今より1日1,000歩多く歩こう」を目標として、タニタ健康機器を活用した健康づくり運動を進めています。今年度からは、手帳に記録して参加するコースを追加し、参加者の拡大を図り、市民の健康長寿と医療費の抑制をめざします。多くの方のご参加をお待ちしています。

期間 6月～12月
募集人員 250人

①しっかりデータコース

- ◆タニタ通信機能付き歩数計を貸与します。
- ◆各市民センターなどに設置した血圧計・体組成計・カードリーダーを使って定期的に計測してもらいます。

②らくらく手帳コース

- ◆毎日の歩数を手帳に書いてもらいます。

共通事項

- ◆パワーアップ健康応援講座に参加できます。
- ◆健康マイレージポイントを付与します。

申込み 5月16日（月）～6月13日（月）まで（申込順）。申込書の配布と受付は健康増進課窓口または各市民センターへ。申込書は、市ホームページからもダウンロードできます。



歩数計とカードリーダー



体組成計

平成28年6月1日経済センサス活動調査を実施します

経済センサス活動調査は国の経済構造を明らかにする統計調査で、全ての事業所・企業を対象に実施します。統計調査員が市内の事業所・企業を訪問しますのでご協力お願いします。

対象 統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所（農業などの個人経営の事業所、地方公共団体の事業所などを除く）

実施方法 5月20日（金）から調査員が事業所・企業を訪問します。

回収方法 調査員に手渡し（封入可）、インターネット

※調査票に記入された内容は、統計の作成に関連する目的以外には使用されることはありません。

その他 調査票の記入方法などについてのお問合せは

《総務省コールセンター》

日時 5月6日（金）～9月30日（金）9時～20時（土・日曜日、祝日も利用できます）

電話 0120・143・150（調査票記入方法など）
0120・671・937（インターネット回答）

【かたり調査にご注意を】

統計調査を装って、家族構成や資産の状況などを聞き出すなどのかたり調査にご注意ください。調査期間中、調査員は調査員証を携帯して訪問します。

問合先 市政情報課統計担当

空家などの適正な管理と活用のために

空家などの適正な管理は所有者などの責務です

空家などを危険な状態で放置した結果、建物が倒壊したり、強風で建物の一部が飛散するなどして他人に被害を与えた場合、空家などの所有者または管理者（相続人など建物を管理すべき人を含む）に対して賠償責任を問われることがあります。

空家などを所有または管理している方は、定期的に様子を見るなど状況を確認し、周囲に悪影響を及ぼしたり危険な状態にある場合は、早急に修繕や改修、撤去など適切な対応をお願いします。

また、空家などの敷地内の樹木や雑草の除去、害虫の駆除などの維持管理に努め、近隣の住民に不安を与えたり、迷惑を掛けることのないよう適正な管理をお願いします。

自分で維持管理ができない場合はシルバー人材センターなどにお問い合わせください（シルバー人材センター ☎049・285・8172）。



特定空家などに対する措置について

昨年の5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、空家などが下記に該当した場合、「特定空家」などに指定され、市が立入調査、勧告・指導、命令、代執行ができるようになりました。

- ①そのまま放置すれば倒壊など著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

このような状態になる前に適正な管理をお願いします。

空家を売りたい、貸したい方へ

市では「空家バンク」制度を利用し、空家の売買・貸借を希望する人から申込みを受けた情報を、空家の利用を希望する人に紹介しています。

空家を売りたい、貸したい方はぜひ登録（建物の状態によっては、登録できない物件もあります）をお願いします。

空家の相談窓口が都市計画課になりました

平成28年4月から空家に関する相談窓口が、安心安全推進課から都市計画課へ変更となりました。

問合先 都市計画課開発建築担当

「きいちこ」が生活介護施設に生まれ変わりました

平成28年4月、鶴ヶ島市立障害者地域活動支援センターは、障害者総合支援法に基づく生活介護施設に移行し、名称も「鶴ヶ島市立障害者生活介護施設」に改められました。

在宅で常時介護を要する障害者の日中活動の場として、従来よりも質の高い障害福祉サービスを利用者に提供できるように

第2回 きいちこパーティー



なりました。
問合先 障害者福祉課障害者福祉担当

緑がまぶしい季節です。きいちご利用者と一緒にガーデンパーティーを楽しみませんか。
日時 5月21日（土）11時～14時
※雨天の場合は、22日（日）に順延。荒天時中止。

場所 鶴ヶ島市立障害者生活介護施設中庭

内容 授産品や有機減農薬野菜の販売、ボランティアの方々による催し物や演奏会、豪華商品が当たる抽選会など

問合先 鶴ヶ島市立障害者生活介護施設（☎049・287・7456）

きれいなまちづくり運動春期一斉清掃

市では、市民や自治会などと協働して、身近な環境美化と保全を目的に一斉清掃を実施します。市民の皆さんの参加をお願いします。

期日 5月22日(日)

場所 地域の道路や公園など(清掃箇所・開始時間などは、それぞれの自治会にお問い合わせください)。

その他 雨天の場合は、29日(日)に延期。29日も雨天の場合は中止。延期や中止のときは、7時30分ごろ防災行政無線で放送します。

問合せ先 生活環境課環境推進担当



生活習慣病腎症重症化予防対策事業のお知らせ

糖尿病は、心筋梗塞や脳卒中のリスクを高めるだけでなく、重症化すると腎症、網膜症、神経障害など日常生活に大きな影響を及ぼす合併症を引き起こす病気です。重症化予防のためには、病気の早期発見と継続的な治療、食事や運動面での生活習慣の改善が重要とされています。

市では、埼玉県および埼玉県国民健康保険団体連合会と共同で国民健康保険被保険者を対象に特定健診のデータや医療機関受診状況を分析し、生活習慣病腎症重症化予防対策事業を実施します。該当する方には、次のご案内をお届けします(一部電話連絡を含む)。

【受診勧奨のご案内】

「受診勧奨通知」の郵送や受託業者が電話連絡を行います。

- 対象者**
- ①糖尿病の治療が必要な方
 - ②糖尿病の治療を中断された方

【保健指導のご案内】

適切な食事の摂り方や適度な運動の実践など、生活習慣病を改善するための「生活習慣改善支援プログラムのご案内」を郵送します。

対象者 糖尿病性腎症(*)の重症化リスクが高い方
*糖尿病性腎症

糖尿病の合併症の1つで高血糖状態が続くことにより、腎臓の機能が損なわれ血液中の老廃物を尿として排出できなくなり、最終的に腎不全となる危険な病気。

なお、上記のご案内の送付を希望しない方は、5月20日(金)までにご連絡ください。

問合せ先 保険年金課国民健康保険担当

光化学スモッグにご注意ください

5月から9月は光化学スモッグが発生しやすい季節です。

市では光化学スモッグ注意報・警報が発令された場合、市の防災行政無線でお知らせするほか、公共施設や金融機関に看板を設置して注意を呼びかけています。

また、埼玉県大気環境課では、インターネットで情報を公開しています。なお、鶴ヶ島市は「県南西部地域」になります。

ウェブサイト <http://www.taiki-kansi.pref.saitama.lg.jp/smog.html>

携帯サイト <http://www.taiki-kansi.pref.saitama.lg.jp/m/>

光化学スモッグが発生しやすい気象条件

天気：晴れまたは薄曇り

風向：朝方に北よりの弱い風が吹き、日中南よりの風に変わる

風速：日中の平均風速が秒速4m以下

気温：日中最高気温が25℃以上

注意報が発令されたら

- 屋外に外出するのは極力避ける。
- 目などに刺激を感じたらすぐに室内に入る。
- 乳幼児、高齢者、病弱な方は、健康な成人よりも被害を受けやすいので特に注意する。
- 自動車の使用を控える。

※光化学スモッグとは

工場や自動車などから排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物に、太陽の紫外線があたることにより発生し、目やのどの粘膜に刺激を与え、健康被害を引き起こすことがあります。

問合せ先 生活環境課環境保全担当

高齢者向けの給付金の申請を受け付けています

高齢者向けの給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)の支給を受けるには、申請が必要です。

対象 平成28年度中に65歳以上となる(昭和27年4月1日以前に生まれた)方で、平成27年度の住民税(均等割)が非課税の方(住民税課税者の扶養親族などを除く)。

支給額 3万円(1回限り)

申請期間 7月29日(金)まで

※対象となる可能性のある方には、申請書を郵送しました。申請書が届いていない方などは、お問い合わせください。

申請・問合せ先 福祉政策課福祉政策・地域福祉担当

5月は日本赤十字社社員増強運動月間

日本赤十字社の活動にご協力ください

問合先

日本赤十字社鶴ヶ島市地区
(福祉政策課福祉政策・地域福祉担当)

日本赤十字社は、日本赤十字社法により設立されている法人で、血液事業、医療事業などの人道的事業を実施しています。

日本赤十字社の様々な事業活動は、赤十字の理念や活動にご賛同をいただいた皆さんからの「社資」によって賄われています。

本年も、社資募集について、各自治会にご協力を依頼しています。ついでには、自治会役員の方が各世帯を訪問しますので、その際には、赤十字事業の一層の充実、発展という趣旨をご理解の上、ご協力をお願いします。

また、自治会に未加入で、赤字活動にご賛同いただける方は、直接福祉政策課にご連絡をください。

●日本赤十字社の基本原則

日本赤十字社は、次の7つの原則によって活動しています。

- 人道：人間のいのち、健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努める
- 公平：差別をせず、最も助けが必要な人を優先する
- 中立：全ての人の信頼を得て活動するため、一切の争いに加わらない

●活動資金の主な使い道

- 1 災害救助活動
- 2 赤十字ボランティア養成事業
- 3 国際救援活動
- 4 救急医療活動や看護師養成事業
- 5 安全な血液製剤の安定供給のための血液事業
- 6 社会福祉事業 など

平成28年熊本地震災害義援金を受け付けています。

市役所および各市民センターにて
6月30日(木)まで。

災害義援金・海外救援金 受付状況報告

災害義援金・海外救援金の募集につきましては、多くの皆さまから温かいご支援をお寄せ頂きありがとうございます。日本赤十字社鶴ヶ島市地区での受付状況(H27.4.1~H28.3.31)は、次のとおりです。

- 東日本大震災 20万3419円
- 屋久島町口永良部島新岳噴火災害 1万7522円
- 平成27年台風第18号等大雨災害 2万4439円
- 平成27年台風第21号与那国町災害 3413円
- 長野県神城断層地震 7650円
- 2015年ネパール地震 2万4477円
- 2016年台湾地震 4938円

お預かりしました災害義援金や海外救援金は、日本赤十字社埼玉県支部を通じて被災地に送金され、被災地域の復旧・復興に役立てられています。

協定を締結しました

問合先 安心安全推進課

災害時協定

養命酒製造株式会社と「災害時における井戸使用に関する協定」、共和エンジニアリング株式会社と「災害時における応急復旧業務に関する協定」を締結しました。

この2つの協定締結により、災害時の水源および停電時の電源が確保され、安定的な応急給水活動が可能となり、市民生活の安定が図られます。



犯罪情報の住民提供等に関する協定

西入間警察署、坂戸・鶴ヶ島消防組合および鶴ヶ島市コミュニティ協議会の4者による「鶴ヶ島市犯罪情報の住民提供等に関する協定」を締結しました。

この協定締結により、警察からの依頼により犯罪の事案に応じて、防災行政無線や市ツイッター、市メールマガジンなどのサービスを活用し、市民の皆さんへ積極的に情報提供を行うとともに、関係機関や団体と連携しながら、地域の安全確保に取り組みます。



副市長就任

4月1日付けで和田公雄^{わだきみお}副市長が就任しました。

問合せ 人事課



固定資産税・軽自動車税の納税通知書発送のお知らせ

問合せ 税務課資産税担当・市民税担当

5月2日(月)付けで納税通知書を発送します。納税通知書が届かない場合は、ご連絡をお願いします。

名称	対象者	問合せ
固定資産税・都市計画税納税通知書	平成28年1月1日現在、鶴ヶ島市内に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している方	税務課 資産税担当
	ただし、同一人が所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額が一定の額(土地:30万円、家屋:20万円、償却資産:150万円)に満たない場合は、課税されないため、納税通知書は発送いたしません。	
軽自動車税納税通知書	平成28年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車または2輪の小型自動車を所有している方	税務課 市民税担当

身体や知的に障害がある児童、または発育・発達に遅れや不安のある児童に対して、基本的な生活習慣を身につけることや集団生活の適応性を高めるために必要な指導や訓練を行い、児童の発達を援助します。

対象 市内在住の1歳から小学校就学前までの保護者の送迎が

発育支援センターの利用案内

可能な児童
費用 無料(給食は実費・保険代自己負担)
指導内容 児童の発達に合わせて次の指導などを行います。
・通所指導 遊びや生活の中で児童に合わせた指導、専門家による訓練

日時 月～金曜日9時～13時

定員 20人
・外来指導 他の施設に通っている児童や個別による指導が必要な児童に対する専門家による指導(要予約)
・親子教室 心身の発達に不安がある児童とその保護者に対する、発達を促す場の提供や専門家などによる指導(週2回実施)。

問合せ 発育支援センター(☎049-279-1227)

軽自動車税の減免のお知らせ

問合せ 税務課市民税担当

障害のある方などが所有する車両について、一定の要件を満たす場合は、障害者1人につき普通自動車を含めて1台に限り、申請により減免されます。

減免の対象となる軽自動車

- ①障害者または戦傷病者(以下「障害者」といいます)が所有する軽自動車で、自らが運転するもの
- ②障害者が所有する軽自動車(障害者と生計をともにする方が所有する軽自動車を含む)で、その方の通院、通学、通勤、または仕事のためにその方と生計をともにする方が運転するもの
- ③障害者のみで構成される世帯の方が所有する軽自動車で、その方を常時介護する方が運転するもの
- ④軽自動車の構造が、障害者が利用するためのものであるもの

※①～③に当てはまる場合でも障害区分などにより減免の対象にならない場合もあります。減免対象となる障害区分などについては、お問い合わせください。

また、①～③については自動車検査証または、軽自動車届出済証に事業用と記載されているものは除きます。

※昨年度減免された方も毎年申請が必要です。なお、納税後の減免はできません。

● 申請に必要な書類など ●

- 手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳)
 - 運転免許証
 - 自動車検査証または軽自動車届出済証
 - 納税通知書
 - 納税義務者のマイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード
- ※障害者と住所が異なる運転者が、同一生計または常時介護している場合には、現況書が必要なため、ご印鑑をお持ちください。

申請期限 5月24日(火)

公共下水道へ接続しましょう

下水道が使用できる区域の方は
早期の接続をお願いします



下水道マスコットキャラクター
スィスイ

問合先 坂戸、鶴ヶ島下水道組合業務課(☎049・288・3361)

◎下水道への接続にご協力ください

下水道は、台所、トイレなどから出る汚水を衛生的に処理し、皆さんの住環境を良好にする施設です。

しかし、せっかく整備した下水道も皆さんに接続していただかなければ生活環境の改善・水質の保全という下水道の効果が発揮されません。

下水道法では、下水道が使用できるようにすると、浄化槽は遅滞なく下水道へ接続すること、くみ取りトイレは3年以内に水洗化することが義務づけられています。

◎未接続世帯へは

職員が普及活動に伺います

当組合職員が戸別訪問での普及活動を実施しています。早期の下水道接続にご協力をお願いします。

◎下水道への接続は

指定工事店で

下水道への接続は、当組合の指定を受けた「坂戸、鶴ヶ島下水道組合指定下水道工事店」でないと工事ができません。ご注意ください。

～雨どいは污水管へつなぐことができません～

鶴ヶ島市の下水道は

分流式です

市の下水道は分流式と呼ばれる方法で処理しています。分流式では、汚水と雨水をそれぞれ別々に処理しており、一緒に流すことはできません。

雨水を污水管に流すと：

- ・大雨の時は、道路上のマンホールや、宅内の汚水ますから汚水があふれてしまう恐れがあります。
- ・また、下水処理場で汚水を処理しきれず、川や海の水質を悪化させてしまう恐れがあります。

確認しましょう
宅内の雨水(雨どいなど)が汚水に流れていないか確認しましょう。現在、誤って雨水を流している方は、雨水を流さないよう改善をお願いします。



悪い例



✖ 雨どいを污水管や汚水ますにつなげて雨水を流してはいけません。

「ごみと資源の出し方」

「ルール厳守のお願い」

スプレー缶(カセットガスボンベなど)は、必ず中身を使い切り、穴を開けて「びん・かんの収集日」に出してください。平成27年12月15日川角リサイクルプラザの回転破砕機で爆発事故が発生しました。

爆発の原因は、未使用のスプレー缶(カセットガスボンベなど)が燃やせないごみの中に混入していたことにより、処理機械の中にガスが充満し、爆発が起ったと想定されます。この爆発により多くの設備が損傷し、数日間にわたり搬入物の処理が全く出来ませんでした。今後、同様の爆発事故が起きると、不燃ごみをはじめ、びん・缶・ペットボトルなどの処理が出来なくなってしまう可能性があります。

施設を安定して稼働させるには、住民の皆さんに正しく分別していただくことが必要不可欠です。今回の事故を機会に分別方法を再確認していただき、分別にご協力ください。



スプレー缶の出し方

- ① 中身を使い切る。
- ② 屋外の風通しのよいところで穴をあける。

※高齢や障害などにより穴があけられない場合は、別袋に入れて「キケン」と表示する。

- ③ びん・かんの日に出す。

※燃やせないごみ・有害ごみの日には出さないでください。

問合せ 埼玉西部環境保全組合 高倉クリーンセンター(☎049・271・1500)・川角リサイクルプラザ(☎049・294・4115)

水道メーターを交換します

水道水の適正な使用量を測定するため、計量法に基づき水道メーターの交換を行います。今年度は次の期間に予定しています。該当する皆さんには、はがきで通知しますので、メーターボックス内やメーターが入っているパイプシャフト内を清掃し、作業しやすいようにご協力をお願いします。

実施予定期間 5月～12月

施工業者 第一環境(株)

問合せ先 坂戸、鶴ヶ島水道企業団(☎049・283・1953)

消防情報

『消しましょう その火その時 その場所で』

2016 年度全国統一防火標語

問合せ先 坂戸・鶴ヶ島消防本部 ☎049・281・3119
<http://sakatsuru119.jp/>

防火管理者資格取得(新規)講習会

消防法施行令に基づく、防火管理資格(甲種)を取得する講習会を行います。多数の人が利用する事業所などで、資格者がいない場合には必ず受講し、防火管理者の選任をしてください。

日時 6月15日(水)・16日(木) 8時30分～16時30分
場所 坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部(坂戸市鎌倉町16-16)
※駐車場はありません。

対象 原則として鶴ヶ島市、坂戸市に在住または在勤で、事業所などで管理監督的な地位にある方

定員 60人(申込順)
費用 3650円(申込当日に集金)

申込み 5月30日(月)・31日(火) 8時30分～16時

問合せ先 坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部予防課(☎049・281・3117)

防火管理者を選任すべき防火対象物	選任すべき防火管理者	
	甲種	甲種または乙種
老人短期入所施設、養護老人ホームなどで収容人員が10人以上	延べ面積に関係なく全て	
飲食店、マーケット、保育園、幼稚園、病院、老人デイサービスセンターなどで収容人員が30人以上	延べ面積300㎡以上	延べ面積300㎡未満
共同住宅、学校、図書館、工場、倉庫、事務所などで収容人員が50人以上	延べ面積500㎡以上	延べ面積500㎡未満

自転車はマナーを守って!

埼玉県など九都県市では、毎年5月の「自転車月間」に合わせて一斉に自転車マナー向上のための強化月間を実施します。交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことにより交通事故防止を図り、歩行者、自転車および自動車などが共に安全に通行できる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

県内では、依然として自転車事故が多く発生しています。自転車事故を起こした結果、高額な賠償責任が生じることも少なくありません。自転車保険は多種多様ですが、自動車保険や火災保険など、すでに加している保険に付帯して契約できるものもあります。自分に合う保険を探し、加入するよう心掛けましょう。

運動期間 5月1日(日)から31日(火)までの1か月間

九都県市共通運動重点

○自転車交通ルールの遵守およびマナーの向上(特に自転車安全利用五則の周知徹底)

○自転車の点検整備の促進

埼玉県運動重点

○自転車損害保険などへの加入促進

○幼児・児童および生徒、高齢者の自転車乗用時のヘルメットの着用促進

問合せ先 安心安全推進課

交通安全・防犯担当

